

中里集会所管理運営規定

昭和 56 年 5 月

(総 則)

第 1 条 中里集会所は区民の生活の簡素化と文化活動、教養学習の場として利用し合せて区民の連帯性の高揚を図るために区民総意と努力により建設されたものである。
よってこの管理と運営に万全を期するためここに規定を定める。

(管 理)

第 2 条 集会所の管理を適切なものにするため集会所に所長，副所長，事務局長及び管理委員を置く。

第 3 条 集会所長，副所長，事務局長及び管理委員に次の者を充てる。

| | |
|-------------------------|------|
| 集会所長 | 1 名 |
| 集会所副所長 | 1 名 |
| 集会所事務局長 | 1 名 |
| 管理委員（区長，副区長，協議員，顧問，各組長） | 12 名 |

第 4 条 集会所長は集会所の最高責任者として集会所を管理し必要に応じては管理委員会を開催し、集会所の管理について協議する。

第 5 条 集会所事務局長は所長を補佐し集会所の管理運営並びに庶務会計の任に当る。

第 6 条 管理委員会は独立の議決機関として 3 分の 2 以上の賛成をもって議決することができる。

(運 営)

第 7 条 集会所の使用を円滑にし効率的にするため、運営委員を置き、次の者を充てる。

| | | |
|---------|------|-----|
| 集会所事務局長 | 会計書記 | 1 名 |
| 区代長 | 区長 | 1 名 |
| 体育委員代表 | 委員長 | 1 名 |
| 婦人部代表 | 部長 | 1 名 |
| 子供会代表 | 会長 | 1 名 |
| 老人会代表 | 会長 | 1 名 |
| 念仏講代表 | 講長 | 1 名 |

第 8 条 集会所長は運営委員長を兼ね必要に応じては運営委員会を開催し集会所の運営について協議する。

第9条 運営委員会の協議事項は管理委員会に報告され、管理委員会の承認を経て執行される。

第10条 所長、副所長、事務局長、管理運営の各役員の任期は1ケ年とする。
但し再任は妨げない。

(重要事項の審議)

第11条 集会所長は予算、決算等の重要な事項については中里区の総会の議決を経なければならない。

(使用許可)

第12条 集会所を使用しようとするものは何人なりとも事前に所長に申し出て使用許可を得ること。

第13条 集会所の使用時間は原則として午前7時30分～午後10時までとする。

第14条 集会所長は次の定めた第1区分から第5区分までのうち第1区分を第1順位とした順位により集会所の使用を許可する。

第1区分 中里区内の個人及び団体が公的な目的で使用する場合

第2区分 中里区内の個人及び団体が私的な目的で使用する場合

第3区分 区外の個人及び団体が公的な目的で使用する場合

第4区分 区外の個人及び団体が私的な目的で使用する場合

第5区分 区内外にかかわらず個人又は団体が営利目的で使用する場合

(使用料)

第15条 集会所の使用料は第14条第1区分の場合は無料とし、第2、第3区分の場合は使用料金(別表1)のA料金、第4、第5区分の場合はB料金を徴収する。

(使用上の厳守事項)

第16条 集会所を使用する者は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 火気のと扱及び点検を厳守すること。
- (2) 建物及び備品を損傷しないこと。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) 使用後の清掃整理を確実にすること。
- (5) 使用後の施錠を確実にし鍵は必ず所長に返却する。

(損害の弁償)

第17条 建物及び備品等を故意にて損傷した場合は、その使用者が弁償をするものとする。

(会計)

第18条 集会所の会計は特別会計とし、集会所の管理運営に必要な経費を区費によってこれにあてる。

第19条 集会所の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする

(規定の改廃)

第20条 この規定の改廃は集会所管理委員会の発議により、中里区総集会の議決を経て決定される。

第21条 この規定以外の必要な事項については、管理委員会で別に定めることとする。

その他) 負担金納付について

第22条 中里区に新たに住居を所有したものは、集会所負担金を下記の通り納付するものとする

| | 自家 | 借家 |
|-----------------------|--------|--------|
| イ S. 56. 12~S. 57. 12 | 80,000 | 20,000 |
| ロ S. 58. 01~S. 60. 12 | 50,000 | 15,000 |
| ハ S. 61. 01~S. 63. 12 | 30,000 | 10,000 |
| ニ S. 64. 01~ | 10,000 | 5,000 |

(別表1) (区内公的使用は無料とする)

| | | 全館 | 和室 1号室 | 和室 2号室 | 和室 3号室 | 小会議室 |
|-------------|-----|--------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 1日 | A料金 | 6,000 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 07:30~17:30 | B料金 | 12,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 午前 | A料金 | 3,000 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| 07:30~12:30 | B料金 | 6,000 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 午後 | A料金 | 3,000 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| 12:30~17:30 | B料金 | 6,000 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 夜間 | A料金 | 4,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 17:30~22:00 | B料金 | 8,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

(附則) この規定は昭和56年01月より実施

(別表2)

| 中里集会所使用者区分表 | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第一区分 | 区内の個人団体の公的使用 | ①区関係行事、②神社なおい、③安全防災会、④部農会 ⑤PTA、⑥婦人会活動、⑦子ども会、⑧老人会、⑨念仏講、 ⑩体育委員会、⑪組集会、⑫その他 |
| 第二区分 | 区内の個人団体の私的使用 | 個人の冠婚葬祭等 |
| 第三区分 | 区外の個人団体の公的使用 | 葛山大区の行事等 |
| 第四区分 | 区外の個人団体の私的使用 | 個人団体の私的利用のすべて |
| 第五区分 | 区内外にかかわらず営利を目的の使用 | 個人団体の営利目的のすべて |
| 備考 1. 使用区分は区民のために有利になるよう計ろう。 2. 大区その他特殊行事については所長の裁量による。 3. 区分が不都合の場合は管理委員会で協議する。 | | |

集会所 負担金 (中途転入者)

持家 (自家) _____ 10,000 円

借家 _____ 5,000 円

集会所 使用料金

個人 私的使用 _____ 半日 5,000 円

個人 私的使用 _____ 1日 10,000 円

区外者 私的、公的でも _____ 1日 10,000 円

上記は平成16年4月の総集会にて決定実施した。